

## 令和6年4月1日 指定更新に係るQ & A

### <添付書類について>

Q 1 : 添付書類は、何が必要か。

A 1 : 指定更新申請に係る添付書類は、サービスごとに定められています。  
ウェブサイト山口県介護保険総合情報ガイド『かいごへるふやまぐち』  
(<http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>) 「トップ」 → 「事業者の方へ」  
→ 「指定等の手引き」 → 「2 指定更新」の各サービスのページに掲載  
しておりますので、ご確認ください。

### <通知書について>

Q 2 : 指定更新に係る県からの指定通知書はいつ送付されるのか。

A 2 : 申請が適正であった場合、指定通知書は、令和6年3月に送付する予定  
です。申請が不適正な場合には連絡し、適正な書類を再提出していただ  
くこととなります。

### <居宅サービスと介護予防サービスの指定期間が異なる場合>

Q 3 : 居宅サービスと介護予防サービスの指定期間が異なっているものを合わ  
せるため、今回の居宅サービスの指定更新と同時に介護予防サービスの  
指定更新を受けることができるか。

A 3 : 居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、  
それぞれの更新時期が異なる場合、一方の指定更新と合わせて他方のサ  
ービスの更新時期を合わせることができます。

### <更新申請書提出時の変更>

Q 4 : 指定事項等の変更について、更新申請書に書類を添付すれば、変更を行  
ったこととなるか。

A 4 : 指定事項等の変更について、別途「指定事項等変更届」により届出をし  
てください。

### <更新申請書提出後の変更>

Q 5 : 更新申請書を提出した後に、指定事項の変更や介護給付費算定体制に変  
更があった場合はどうすればよいか。

A 5 : 当該変更届を提出期限内に提出していただければ、変更届の内容が更新  
申請に反映されたものとします。よって、変更による更新申請書の再提出、添

付書類の追加は必要ありません。

<更新申請書を提出した後、事業所を休止する場合の取り扱いについて>

**Q 6 : 更新申請書を提出した後に、事業所を休止する場合はどうなるか。**

A 6 : 休止届が提出された場合は、その時点で更新申請書を申請者にお返しいたします。(更新申請は受け付けていない扱いになります。)

事業を再開し、再開届が提出された時点で、改めて更新申請書を提出していただくこととなります。休止事業所のままでの指定更新は行いませんのでご注意ください。